

議案第 1 2 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の一部について千葉県から権限の委譲を受けるため、条例の一部を改正するものです。

白井市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表工事完了通知手数料の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表特定工程工事終了通知手数料の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表優良住宅新築認定申請手数料の項の次に次のように加える。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査申請手数料	県特例条例に基づき市が行う宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの	1件につき3,100円
		盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき6,200円
		盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき12,400円
		盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき24,900円
		盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル	1件につき43,600円

		以内のもの	
		盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき62,300円

第2条 白井市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表確認申請手数料の項及び完了検査申請手数料の項を次のように改める。

確認申請 手数料	建築 基準 法第 6条 第1 項の 規定 によ る確 認の 申請 に対 する 審査	確認の申請に係る計画に建築基準法第8条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき33,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき43,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え、	1件につき71,000円

		1,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき100,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき280,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき410,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき800,000円
		(摘要) 1 建築物を建築する場合（摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該建	

築に係る部分の床面積について算定する。

2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

5 建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、表に定める額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を加算した額とする。

確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合

1件につき確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料

			の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外 の建築設備	1 基につき 22,000 円
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機	1 基につき 8,000 円
		小荷物専用昇降機以外 の建築設備	1 基につき 10,000 円
		小荷物専用昇降機	1 基につき

項の規定による確認の申請に対する審査		機	6,000円
建築基準法第88	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）		1基につき 20,000円
条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対す	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		1基につき 8,000円

	る 審 査				
完了検査 申請手数料	建築 基準 法第 7条 第1 項の 規定 によ る完 了検 査の 申請 に対 する 審査	建築 基準 法第 7条 の3 第1 項の 特定 工程 に係 る建 築物 以外 の建 築物 に関 する 完了 検査	完了検 査の申 請に係 る計画 に建築 基準法 第87 条の4 の昇降 機に係 る部分 が含ま れない 場合	床面積の合計が 30平方メー トル以内のもの	1件につき 22,000 円
				床面積の合計が 30平方メー トルを超え、10 70平方メー トル以内のもの	1件につき 28,000 円
				床面積の合計が 100平方メー トルを超え、2 00平方メー トル以内のもの	1件につき 38,000 円
				床面積の合計が 200平方メー トルを超え、3 00平方メー トル以内のもの	1件につき 53,000 円
				床面積の合計が 300平方メー トルを超え、 1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 86,000 円
				床面積の合計が 1,000平方 メートルを超	1件につき 110,000 円

			え、2,000 平方メートル以 内のもの	
			床面積の合計が 2,000平方 メートルを超 え、10,00 0平方メートル 以内のもの	1件につき 170,000 円
			床面積の合計が 10,000平 方メートルを超 え、50,00 0平方メートル 以内のもの	1件につき 270,000 円
			床面積の合計が 50,000平 方メートルを超 えるもの	1件につき 550,000 円
			<p>(摘要)</p> <p>1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る</p>	

			部分の床面積の2分の1について算定する。
	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築基準	完了検査の申	床面積の合計が30平方メートル	1件につき19,000

法第 7条 の3 第1 項の 特定 工程 に係 る建 築物 に関 する 完了 検査	請に係 る計画 に建築 基準法 第870 条の4 の昇降 機に係 る部分 が含ま れない 場合	ル以内のもの	円
		床面積の合計が 30平方メー トルを超え、10	1件につき 25,000 円
		70平方メー トル以内のもの	
		床面積の合計が 100平方メー トルを超え、2	1件につき 35,000 円
		00平方メー トル以内のもの	
		床面積の合計が 200平方メー トルを超え、3	1件につき 50,000 円
00平方メー トル以内のもの			
		床面積の合計が 300平方メー トルを超え、	1件につき 83,000 円
		1,000平方 メートル以内の もの	
		床面積の合計が 1,000平方 メートルを超 え、2,000	1件につき 100,000 円
		平方メートル以 内のもの	
		床面積の合計が 2,000平方	1件につき 160,000

			メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき260,000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき540,000円
		(摘要)		
		<p>1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>		
		完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分		1件につき完了検査の申請に係る計画に

	が含まれる場合	建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築基準法第87条の4において	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 36,000円
準用する同法第7条第1項の規定による完了	小荷物専用昇降機	1基につき 20,000円

検査の申請 に対する審 査		
建築基準法第88条第1項において準 用する同法第7条第1項の規定による 完了検査の申請に対する審査	1 基につき 22,000 円	

別表中間検査申請手数料の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「31,000円」に、「20,000円」を「40,000円」に、「33,000円」を「57,000円」に、「45,000円」を「77,000円」に、「100,000円」を「150,000円」に、「160,000円」を「260,000円」に、「330,000円」を「540,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

検査済証 の交付を 受ける前 における 確認の申 請に係る 建築物等 の仮使用 認定申請 手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号又 は第2号（同法第87条の4又は第8 8条第1項において準用する場合を含 む。）の規定による認定の申請に対す る審査	1 件につき 120,000 円
---	---	------------------------

別表計画通知手数料の項及び工事完了通知手数料の項を次のように改める。

計画通知 手数料	建築 基準	計画の通知に 係る計画に建	床面積の合計が 30平方メート	1 件につき 9,000円
-------------	----------	------------------	--------------------	------------------

法第 18 条第 2項 の規 定に よる 計画 の通 知に 対す る審 査	築基準法第8 7条の4の昇 降機に係る部 分が含まれな い場合	ル以内のもの	
		床面積の合計が 30平方メー トルを超え、10 0平方メートル 以内のもの	1件につき 19,000 円
		床面積の合計が 100平方メー トルを超え、2 00平方メー トル以内のもの	1件につき 33,000 円
		床面積の合計が 200平方メー トルを超え、3 00平方メー トル以内のもの	1件につき 43,000 円
		床面積の合計が 300平方メー トルを超え、 1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 71,000 円
		床面積の合計が 1,000平方 メートルを超 え、2,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 100,000 円
		床面積の合計が	1件につき

		2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	280,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき410,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき800,000円
		<p>(摘要)</p> <p>1 建築物を建築する場合（摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあっては、当該増加す</p>	

る部分の床面積) について算定する。

3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、表に定める額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数

			<p>料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を加算した額とする。</p>
		<p>計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>1件につき計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、そ</p>

			れぞれ同目手 数料の金額の 欄に定める額 の合計額を加 算した額
建築 基準 法第 87 条の 4に おい て準 用す る同 法第 18 条第 2項 の規 定に よる 計画 の通 知に 対す る審 査	建築設備を設 置する場合（ 確認を受けた 建築設備の計 画を変更して 建築設備を設 置する場合を 除く。）	小荷物専用昇降 機以外の建築設 備	1基につき 22,000 円
		小荷物専用昇降 機	1基につき 8,000円
	確認を受けた 建築設備の計 画を変更して 建築設備を設 置する場合	小荷物専用昇降 機以外の建築設 備	1基につき 10,000 円
		小荷物専用昇降 機	1基につき 6,000円
建築 基準	工作物を築造する場合（確認を 受けた工作物の計画を変更して		1基につき 20,000

	法第 88 条第 1項 にお いて 準用 する 同法 第1 8条 第2 項の 規定 によ る計 画の 通知 に対 する 審査	工作物を築造する場合を除く。)			円
		確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			1 基につき 8, 000円
工事完了 通知手数料	建築 基準 法第 18 条第 20 項の 規定	建築 基準 法第 7条 の3 第1 項の 特定	工事の 完了の 通知に 係る計 画に建 築基準 法第8 7条の	床面積の合計が 30平方メート ル以内のもの	1 件につき 22, 000 円
				床面積の合計が 30平方メート ルを超え、10 0平方メートル 以内のもの	1 件につき 28, 000 円

によ る工 事の 完了 の通 知に 対す る検 査	工程 に係 る建 築物 以外 の建 築物 に関 する 完了 検査	4 の昇 降機に 係る部 分が含 まれな い場合	床面積の合計が 100平方メー トルを超え、2 00平方メート ル以内のもの	1件につき 38,000 円
			床面積の合計が 200平方メー トルを超え、3 00平方メート ル以内のもの	1件につき 53,000 円
			床面積の合計が 300平方メー トルを超え、 1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 86,000 円
			床面積の合計が 1,000平方 メートルを超 え、2,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 110,000 円
			床面積の合計が 2,000平方 メートルを超 え、10,00 0平方メートル 以内のもの	1件につき 170,000 円
			床面積の合計が 10,000平	1件につき 270,000

		方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき550,000円
		<p>(摘要)</p> <p>1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>	
		工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額

				に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部	床面積の合計が	1件につき	
		30平方メートル以内のもの	19,000円	
		床面積の合計が	1件につき	
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	25,000円			
床面積の合計が	1件につき			
100平方メートルを超え、200平方メートル	35,000円			

建築物 に関する 完了 検査	分が含ま れない場 合	ル以内のもの	1件につき 50,000 円
		床面積の合計が 200平方メー トルを超え、3 00平方メー ル以内のもの	1件につき 83,000 円
		床面積の合計が 300平方メー トルを超え、 1,000平方 メートル以内の もの	1件につき 100,000 円
		床面積の合計が 1,000平方 メートルを超 え、2,000 平方メートル以 内のもの	1件につき 160,000 円
		床面積の合計が 2,000平方 メートルを超 え、10,00 0平方メートル 以内のもの	1件につき 260,000 円
		床面積の合計が 10,000平 方メートルを超 え、50,00 0平方メートル 以内のもの	

				<p>床面積の合計が 50,000平方 メートルを越 えるもの</p>	<p>1件につき 540,000 円</p>
				<p>(摘要)</p> <p>1 建築物を建築した場合（ 移転した場合を除く。）の 床面積の合計は、当該建築 に係る部分の床面積につい て算定する。</p> <p>2 建築物を移転し、又はそ の大規模の修繕若しくは大 規模の模様替をした場合の 床面積の合計は、当該移 転、修繕又は模様替に係る 部分の床面積の2分の1に ついて算定する。</p>	
			<p>工事の完了の通知に係る 計画に建築基準法第87 条の4の昇降機に係る部 分が含まれる場合</p>		<p>1件につき工 事の完了の通 知に係る計画 に建築基準法 第87条の4 の昇降機に係 る部分が含ま れない場合の 手数料の額 に、当該昇降 機について、 建築基準法第 87条の4に</p>

			において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額
建築基準法第87条の4において	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき	36,000円
準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	小荷物専用昇降機	1基につき	20,000円
建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査		1基につき	22,000円

別表特定工程工事終了通知手数料の項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「9,000円」を「19,000円」に、「11,000円」を「25,000円」

に、「15,000円」を「31,000円」に、「20,000円」を「40,000円」に、「33,000円」を「57,000円」に、「45,000円」を「77,000円」に、「100,000円」を「150,000円」に、「160,000円」を「260,000円」に、「330,000円」を「540,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に対する審査	1件につき120,000円
---	---	---------------

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項中「（平成27年法律第53号）第15条第1項」を「第14条第1項」に、「

誘導仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき17,000円
	建築物の延べ面積が200	1件につき19,000円

平方メー トル以上 のもの

」を

「

誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル未満 のもの	1件につき 17,000 円
	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル以上 のもの	1件につき 19,000 円
誘導 仕 様・ 計算 併用 法に よる 場合	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル未満 のもの	1件につき 25,000 円
	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル以上 のもの	1件につき 28,000 円

」に、

「

誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の 延べ面積 が300 平方メー トル未満 のもの	1件につき 32,000 円
	建築物の 延べ面積 が300 平方メー トル以上 のもの	1件につき 56,000 円

」を

「

誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の 延べ面積 が300 平方メー トル未満 のもの	1件につき 32,000 円
	建築物の 延べ面積 が300 平方メー トル以上 のもの	1件につき 56,000 円
誘導 仕	建築物の 延べ面積	1件につき 50,000

様・ 計算 併用 法に よる 場合	が 3 0 0 平方メー トル未満 のもの	円
	建築物の 延べ面積 が 3 0 0 平方メー トル以上 のもの	1 件につき 8 4 , 0 0 0 円

」に改め、同表低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項の次の摘要の5中「摘要の3若しくは摘要の4」を「摘要の4若しくは摘要の5」に改め、同摘要の5を同摘要の6とし、同摘要の4を同摘要の5とし、同摘要の3を同摘要の4とし、同摘要の2の次に次のように加える。

3 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定手数料	建築 物のエ ネルギー 消費性 能の 向上 等に	一戸建 ての住 宅	仕様基 準によ る場合	建築物の延べ面 積が 2 0 0 平方 メートル未満の もの	1 件につき 1 7 , 0 0 0 円
				建築物の延べ面 積が 2 0 0 平方 メートル以上の もの	1 件につき 1 9 , 0 0 0 円
				仕様・建築物の延べ面	1 件につき

関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	計算併用法による場合	積が200平方メートル未満のもの	25,000円	
		建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき28,000円	
		その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき37,000円
	共同住宅等	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき56,000円
		仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき50,000円
			建築物の延べ面積が300平方	1件につき84,000円

		メートル以上のもの	円
	その他 の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 112,000円
工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみ に供する非住宅建築物（以下「特定非住宅建築物」とい	モデル建築物 基準B による 場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 26,000円
	その他 の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 23,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 30,000円

	う。)			
	特定非住宅建築物以外の非住宅建築物（以下「一般非住宅建築物」という。）	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき85,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき108,000円
		その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき221,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき277,000円

別表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	1件につき建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第
--	---	--

数料		12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
----	--	---

別表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、

「

誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル未満 のもの	1件につき 17,000 円
	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル以上 のもの	1件につき 19,000 円

」を

「

誘導 仕様 基準 による 場合	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル未満 のもの	1件につき 17,000 円
	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル以上 のもの	1件につき 19,000 円
誘導 仕 様・ 計算 併用 法に よる 場合	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル未満 のもの	1件につき 25,000 円
	建築物の 延べ面積 が200 平方メー トル以上 のもの	1件につき 28,000 円

」に、

「

誘導 仕様	建築物の 延べ面積	1件につき 32,000
----------	--------------	-----------------

基準 によ る場 合	が 3 0 0 円 平方メー トル未満 のもの	
	建築物の 延べ面積 が 3 0 0 円 平方メー トル以上 のもの	1 件につき 5 6 , 0 0 0

」を

「

誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の 延べ面積 が 3 0 0 円 平方メー トル未満 のもの	1 件につき 3 2 , 0 0 0
	建築物の 延べ面積 が 3 0 0 円 平方メー トル以上 のもの	1 件につき 5 6 , 0 0 0
誘導 仕 様・ 計算 併用	建築物の 延べ面積 が 3 0 0 円 平方メー トル未満	1 件につき 5 0 , 0 0 0

法に	のもの	
よる	建築物の	1件につき
場合	延べ面積	84,000
	が300	円
	平方メー	
	トル以上	
	のもの	

」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の項の次の摘要の14中「第35条第2項（第36条第2項）」を「第30条第2項（同法第31条第2項）」に、「摘要の6、摘要の7、摘要の9、摘要の10、摘要の12若しくは摘要の13」を「摘要の7、摘要の8若しくは摘要の11から摘要の14まで」に改め、同摘要の14を同摘要の15とし、同摘要の13中「、摘要の6、摘要の7、摘要の9若しくは摘要の10」を「若しくは摘要の7、摘要の8、摘要の11若しくは摘要の12」に改め、同摘要の13を同摘要の14とし、同摘要の12中「摘要の6若しくは摘要の9」を「摘要の7若しくは摘要の11」に改め、同摘要の12を同摘要の13とし、同摘要の11を削り、同摘要の10を同摘要の12とし、同摘要の9を同摘要の11とし、同摘要の8を削り、同摘要の7中「係る」の次に「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は」を加え、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」を「手数料」に改め、同摘要の7を同摘要の8とし、同摘要の次に次のように加える。

- 9 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合

にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が認めるもののみに供するものである場合にあつては特定非住宅建築物と、その他の場合にあつては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

- 10 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該建築物について摘要の9の規定により算定した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。

別表建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の項の次の摘要の6中「係る」の次に「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は」を加え、同摘要の6を同摘要の7とし、同摘要の3を削り、同摘要の4を同摘要の3とし、同摘要の5中「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」に改め、同摘要の5を同摘要の4とし、同摘要の4の次に次のように加える。

- 5 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。
- 6 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項の次の摘要の次に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保	1件につき建築物エネルギー消費性能適
--------------	---	--------------------

<p>確保計画 軽微変更 該当証明 書交付申 請手数料</p>	<p>計画の変更が軽微な変更 に該当していることを証 する書面の交付の申請に 対する審査</p>	<p>適合判定手数料の項建築物 のエネルギー消費性能の向 上等に関する法律第11条 第1項又は第12条第2項 の規定による建築物エネル ギー消費性能適合性判定に 係る審査の目に掲げる区分 に応じ、それぞれ同目手 数料の金額の欄に定める額 に2分の1を乗じて得た額</p>
---	--	---

別表建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中別表工事完了通知手数料の項及び同表特定工程工事終了通知手数料の項の改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中別表優良住宅新築認定申請手数料の項の次に加える改正規定 令和7年5月26日までの間において規則で定める日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、第2条の規定による改正後の白井市手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第12号資料

○白井市手数料条例の一部を改正する条例

(第1条関係) 白井市手数料条例(昭和40年条例第1号)新旧対照表

改正案				現行			
(略)				(略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
手数料の種類	手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務		手数料の金額
(略)				(略)			
工事完了 通知手数料	建築基準法 第18条第 20項の規 定による工 事の完了の 通知に対す る検査	(略)	(略)	工事完了 通知手数料	建築基準法 第18条第 16項の規 定による工 事の完了の 通知に対す る検査	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)				(略)	
		建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査				建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査	
特定工程 工事終了 通知手数料	建築基準法 第18条第 28項の規 定による特 定工程の工 事終了の通 知に対する 検査	(略)		特定工程 工事終了 通知手数料	建築基準法 第18条第 19項の規 定による特 定工程の工 事終了の通 知に対する 検査	(略)	
		(略)				(略)	
優良住宅 新築認定 申請手数料	(略)			優良住宅 新築認定 申請手数料	(略)		
	(略)				(略)		
宅地造成 又は特定 盛土等に 関する工	県特例条例 に基づき市 が行う宅地 造成及び特	盛土又は切土をする土地	1件につき	(新設)			
		の面積が3,000平方メートル以内のもの	3,100円				
		盛土又は切土をする土地	1件につき				

床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 280,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 410,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 800,000円
(摘要)	
1 建築物を建築する場合(摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。	
2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。	
3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合(摘要の4に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
5 建築物のエネルギー消	

0平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	240,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 460,000円
(摘要)	
1 建築物を建築する場合(摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。	
2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。	
3 建築物を移転する場合(摘要の4に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	

			<p>費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、表に定める額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		
	確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額		
建築基準法第87条の4において準用す	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき22,000円		
		小荷物専用昇降機	1基につき8,000円		
	確認を受けた	小荷物専用昇降機	1基につき		

	同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	機以外の建築設備 小荷物専用昇降機	10,000円 1基につき6,000円					
	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	建築物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)		1基につき20,000円		建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	建築物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)		1基につき8,000円
	完了検査申請手数料	建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	建築基準法第7条第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき22,000円 1件につき28,000円 1件につき38,000円 1件につき53,000円 1件につき86,000円	建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了検査の申請に対する審査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 110,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 170,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 270,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 550,000円

- (摘要)
- 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
 - 2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合

1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査の目に掲げる区分に応

000平方メートル以内のもの	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円

- (摘要)
- 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
 - 2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

			じ、それぞれ 同目手数料の 金額の欄に定 める額の合計 額を加算した 額				
建築 基準 法第 7条 の3 第1 項の 特定 工程 に係 る建 築物 に関 する 完了 検査	完了検 査の申 請に係 る計画 に建築 基準法 第87 条の4 の昇降 機に係 る部分 が含ま れない 場合	床面積の合計が	1 件につき		建築基 準法第 7条の 3第1 項の特 定工程 に係る 建築物 に関する完了 検査	床面積の合計が	1 件につき
		30平方メー	19,000			30平方メー	9,000円
		ル以内のもの	円			ル以内のもの	
		床面積の合計が	1 件につき			床面積の合計が	1 件につき
		30平方メー	25,000			30平方メー	11,000
		ルを超え、100	円			ルを超え、100	円
		平方メートル以				平方メートル以	
		内のもの				内のもの	
		床面積の合計が	1 件につき			床面積の合計が	1 件につき
		100平方メー	35,000			100平方メー	15,000
		トルを超え、20	円			トルを超え、20	円
		0平方メートル				0平方メートル	
		以内のもの				以内のもの	
		床面積の合計が	1 件につき			床面積の合計が	1 件につき
		200平方メー	50,000			200平方メー	21,000
		トルを超え、30	円			トルを超え、50	円
		0平方メートル				0平方メートル	
以内のもの		以内のもの					
床面積の合計が	1 件につき	床面積の合計が	1 件につき				
300平方メー	83,000	500平方メー	35,000				
トルを超え、1,	円	トルを超え、1,	円				
000平方メー		000平方メー					
トル以内のもの		トル以内のもの					
床面積の合計が	1 件につき	床面積の合計が	1 件につき				
1,000平方メ	100,00	1,000平方メ	47,000				
ートルを超え、	0円	ートルを超え、	円				
2,000平方メ		2,000平方メ					
ートル以内のも		ートル以内のも					
の		の					
床面積の合計が	1 件につき	床面積の合計が	1 件につき				
2,000平方メ	160,00	2,000平方メ	110,00				
ートルを超え、10	円	ートルを超え、10	円				
0,000平方メ		0,000平方メ					
ートル以内のも		ートル以内のも					
の		の					
床面積の合計が	1 件につき	床面積の合計が	1 件につき				
10,000平方	260,00	10,000平方	180,00				
メートルを超え、	0円	メートルを超え、	0円				
50,000平方		50,000平方					
メートル以内の		メートル以内の					
もの		もの					
床面積の合計が	1 件につき	床面積の合計が	1 件につき				
50,000平方	540,00	50,000平方	370,00				
メートルを超え	0円	メートルを超え	0円				
るもの		るもの					
(摘要)		(摘要)					
1 建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) の床面積の合計は、当該建 築に係る部分の床面積に ついて算定する。		1 建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) の床面積の合計は、当該建 築に係る部分の床面積に ついて算定する。					

			2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。			2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
		完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額		
	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	小荷物専用昇降機以外の建築設備		1基につき36,000円		
		小荷物専用昇降機		1基につき20,000円		
				1基につき22,000円		建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査
中間検査申請手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		1件につき19,000円	中間検査申請手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に対する審査
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき25,000円		
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき31,000円		
				1件につき9,000円		
				1件につき11,000円		
				1件につき15,000円		

		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 57,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 77,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 150,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 260,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 540,000円
検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に対する審査		1件につき 120,000円
計画通知手数料	建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 9,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき

		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 330,000円
(新設)			
計画通知手数料	建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円

300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	71,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき100,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき280,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき410,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき800,000円
(摘要)	
<p>1 建築物を建築する場合(摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。</p> <p>3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合(摘要の4に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積</p>	

床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき140,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき240,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき460,000円
(摘要)	
<p>1 建築物を建築する場合(摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p> <p>2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。</p> <p>3 建築物を移転する場合(摘要の4に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>	

			<p>の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、表に定める額に、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額を加算した額とする。</p>			
	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額			
建築基準法第87条の4に	建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき22,000円			
おい		小荷物専用昇降機	1基につき8,000円			

検査	床面積の合計が 300平方メ ートルを超え、1、 000平方メ ートル以内のもの	1 件につき 86,000 円
	床面積の合計が 1,000平方メ ートルを超え、 2,000平方メ ートル以内のも の	1 件につき 110,00 0円
	床面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え、1 0,000平方メ ートル以内のも の	1 件につき 170,00 0円
	床面積の合計が 10,000平方 メートルを超え、 50,000平方 メートル以内の もの	1 件につき 270,00 0円
	床面積の合計が 50,000平方 メートルを超え るもの	1 件につき 550,00 0円
	(摘要)	
	1 建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建 築に係る部分の床面積に ついて算定する。	
	2 建築物を移転し、又はそ の大規模の修繕若しくは 大規模の模様替をした場 合の床面積の合計は、当該 移転、修繕又は模様替に係 る部分の床面積の2分の 1について算定する。	
	工事の完了の通知に係る 計画に建築基準法第87 条の4の昇降機に係る部 分が含まれる場合	1件につき工 事の完了の通 知に係る計画 に建築基準法 第87条の4 の昇降機に係 る部分が含ま れない場合の 手数料の額 に、当該昇降 機について、 建築基準法第 87条の4に おいて準用す る同法第18 条第20項の 規定による工

床面積の合計が 300平方メ ートルを超え、1、 000平方メ ートル以内のもの	1 件につき 36,000 円
床面積の合計が 1,000平方メ ートルを超え、 2,000平方メ ートル以内のも の	1 件につき 50,000 円
床面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え、1 20,000平方メ ートル以内のも の	1 件につき 120,00 0円
床面積の合計が 10,000平方 メートルを超え、 50,000平方 メートル以内の もの	1 件につき 190,00 0円
床面積の合計が 50,000平方 メートルを超え るもの	1 件につき 380,00 0円
(摘要)	
1 建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建 築に係る部分の床面積に ついて算定する。	
2 建築物を移転した場合 の床面積の合計は、当該移 転に係る部分の床面積の 2分の1について算定す る。	

			事の完了の通知に対する検査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額					
建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第8条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき19,000円	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき9,000円	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき25,000円			1件につき11,000円		
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき35,000円			1件につき15,000円		
		床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき50,000円			1件につき21,000円		
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき83,000円			1件につき35,000円		
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき100,000円			1件につき47,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき160,000円			1件につき110,000円		
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき260,000円			1件につき180,000円		
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき540,000円			1件につき370,000円		
		(摘要)						
		1 建築物を建築した場合						

			(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。				(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。	
			2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。				2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
		工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目手数料の金額の欄に定める額の合計額を加算した額					
	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 36,000円					
		小荷物専用昇降機	1基につき 20,000円					
	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査		1基につき 22,000円		建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査		1基につき 9,000円	
特定工程工事終了通知手数料	建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円		特定工程工事終了通知手数料	建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方	1件につき 25,000円				中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方	1件につき 11,000円

知に対する 検査	メートル以内のもの		
	中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 57,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 77,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 150,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき 260,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 540,000円	
検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円	
(略)			
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市申請に係る低炭素建築物新築等計画に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第8	(略)	(略)

知に対する 検査	メートル以内のもの		
	中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 100,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円	
	中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 330,000円	
(新設)			
(略)			
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市申請に係る低炭素建築物新築等計画に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第8	(略)	(略)

<p>4 律第1 号) 4条第 第5 1項 3条 第1 項の 規定 によ る低 炭素 建築 物新 築等 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査</p> <p>に規 定する 登録建 築物エ ネルギー 消費 性能判 定機関 (申請 に係る 建築物 の住宅 部分に 係る部 分にあ っては、 登録住 宅性能 評価機 関。以下 「登録 建築物 エネル ギー消 費性能 判定機 関等」と いう。) により 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第5 4条第 1項各 号に掲 げる基 準に適 合して いると 認めら れたも のその 他これ に類す るもの として 市長が 定める</p>	<p>4 律(平成 号) 27年 第5 法律第 3条 53号) 第1 第15 項の 条第1 規定 項に規 によ 定する る低 登録建 炭素 築物エ 建築 ネルギー 物新 消費 築等 性能判 計画 定機関 の認 (申請 定の に係る 申請 建築物 に対 の住宅 する 部分に 審査 係る部 分にあ っては、 登録住 宅性能 評価機 関。以下 「登録 建築物 エネル ギー消 費性能 判定機 関等」と いう。) により 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第5 4条第 1項各 号に掲 げる基 準に適 合して いると 認めら れたも のその 他これ に類す るもの として 市長が 定める</p>
--	---

	ものである場合				
その他 の場合	一戸建 ての住 宅	誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の延	1 件につき	
			べ面積が2	17,000	
			00平方メ	円	
			ートル未満		
		のものの			
		建築物の延	1 件につき		
		べ面積が2	19,000		
		00平方メ	円		
	ートル以上				
	のものの				
	誘導 仕様 ・計 算併 用法 によ る場 合	建築物の延	1 件につき		
		べ面積が2	25,000		
		00平方メ	円		
		ートル未満			
	のものの				
	建築物の延	1 件につき			
べ面積が2	28,000				
00平方メ	円				
ートル以上					
のものの					
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
共同住 宅等	誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の延	1 件につき		
		べ面積が3	32,000		
		00平方メ	円		
		ートル未満			
		のものの			
		建築物の延	1 件につき		
	べ面積が3	56,000			
	00平方メ	円			
	ートル以上				
	のものの				
	誘導 仕様 ・計 算併 用法 によ る場 合	建築物の延	1 件につき		
		べ面積が3	50,000		
00平方メ		円			
ートル未満					
のものの					
建築物の延		1 件につき			
べ面積が3	84,000				
00平方メ	円				
ートル以上					
のものの					
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
非住宅 建築物	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	(略)		(略)		
(摘要)					

	ものである場合				
その他 の場合	一戸建 ての住 宅	誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の延	1 件につき	
			べ面積が2	17,000	
			00平方メ	円	
			ートル未満		
		のものの			
		建築物の延	1 件につき		
		べ面積が2	19,000		
		00平方メ	円		
	ートル以上				
	のものの				
	誘導 仕様 ・計 算併 用法 によ る場 合	建築物の延	1 件につき		
		べ面積が2	25,000		
		00平方メ	円		
		ートル未満			
	のものの				
	建築物の延	1 件につき			
べ面積が2	28,000				
00平方メ	円				
ートル以上					
のものの					
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
共同住 宅等	誘導 仕様 基準 によ る場 合	建築物の延	1 件につき		
		べ面積が3	32,000		
		00平方メ	円		
		ートル未満			
		のものの			
		建築物の延	1 件につき		
	べ面積が3	56,000			
	00平方メ	円			
	ートル以上				
	のものの				
	誘導 仕様 ・計 算併 用法 によ る場 合	建築物の延	1 件につき		
		べ面積が3	50,000		
00平方メ		円			
ートル未満					
のものの					
建築物の延		1 件につき			
べ面積が3	84,000				
00平方メ	円				
ートル以上					
のものの					
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
非住宅 建築物	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	(略)		(略)		
(摘要)					

1・2 (略)

3 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

4 (略)

5 (略)

6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の4若しくは摘要の5に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	一戸建物の住宅	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 17,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 19,000円
			仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの
		その他の場合	建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 28,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき 34,000円
			建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
	共同住宅等	仕様基準による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 56,000円
			仕様・計算併用法による場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの
		その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 84,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円

1・2 (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ表又は摘要の3若しくは摘要の4に定める額に、計画通知手数料の項建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それぞれ同目の規定による額を加算した額とする。

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 26,000円	
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円
					その他(非住宅部に限る。以下この節及び次節において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものに供するものである場合	1件につき 30,000円

		もの							
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 112,000円						
工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもの	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円						
のみに供する非住宅建築物(以下「特定非住宅建築物」という。)	その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 23,000円						
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 30,000円						
特定非住宅建築物以外の非住宅建築物(以下「一般非住宅建築物」という。)	モデル建築物基準Bによる場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 85,000円						
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 108,000円						
	その他の場合	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 221,000円						
		建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	1件につき 277,000円						
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査		1件につき建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の目に掲げる区分	(新設)					

				のもの	
				建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき25,000円
				建築物の延べ面積が200平方メートル以上1ト未満のもの	1件につき28,000円
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
	共同住宅等			建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートル以上1ト未満のもの	1件につき56,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートル以上1ト以上のもの	1件につき50,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートル以上1ト以上のもの	1件につき84,000円
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
	非住宅建築物			(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それ		

				のもの	
				(略)	(略)
				(略)	(略)
	共同住宅等			建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートル以上1ト未満のもの	1件につき56,000円
				建築物の延べ面積が300平方メートル以上1ト以上のもの	1件につき50,000円
				(略)	(略)
				(略)	(略)
	非住宅建築物			(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)
				(略)	(略)
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の目に掲げる区分に応じ、それ		

該当証明 書交付申 請手数料	する審査	のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第11条 第1項又は第 12条第2項 の規定による 建築物エネル ギー消費性能 適合性判定に 係る審査の目 に掲げる区分 に応じ、それ ぞれ同目手数 料の金額の欄 に定める額に 2分の1を乗 じて得た額	
(略)		(略)	

議案第12号資料の2

白井市手数料条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の制定による「建築基準法」の一部改正に伴うもの

(1) 「工事完了通知手数料」及び「特定工程工事終了通知手数料」

手数料を徴収する事務の引用条項にずれが生じたことから、必要な改正を行うもの。

2 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく事務の一部について千葉県から権限の委譲を受けることに伴うもの

(1) 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査申請手数料」

市が都市計画法の許可をした開発行為で、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規定により宅地造成等に関する工事の許可を受けたものとみなされるものの中間検査に関する事務について、「地方自治法」の規定により、千葉県から権限の委譲を受けるため、当該中間検査に係る新たな手数料を定めるもの。

【第2条関係】

3 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等」の一部を改正する法

律」の制定による「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴うもの

(1) 「確認申請手数料」、「完了検査申請手数料」、「中間検査申請手数料」、「検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料」、「計画通知手数料」、「工事完了通知手数料」、「特定工程工事終了通知手数料」及び「検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料」

- ・「建築基準法」の一部改正により、簡易な構造計算の対象の建築物の範囲が縮小されたことから、一部の床面積の合計による手数料区分と手数料を変更するとともに、限定特定行政庁の事務に、大規模の修繕や大規模の模様替、建築設備に関する確認及び検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の事務が追加されたことから、それぞれ新たな手数料を定めるもの。
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正により、原則すべての新築住宅・非住宅に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けられたことに伴い、比較的容易な方法による建築物消費性能適合性判定を行う場合の確認申請等について、必要な手数料を加算する規定を追加するもの。
- ・千葉県では、法律の改正に基づくもののほか、人件費単価や審査時間の見直しを行った結果により手数料を改正しており、市でも、同様の改正を行うもの。

(2) 「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」、「建築物消費性能向上計画認定申請手数料」及び「建築物消費性能向上計画変更認定申請手数料」

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正により、手数料を徴収する事務の引用条項にずれが生じたことから、必要な改正を行うもの。
- ・法の改正によるもののほか、住宅部分の建築物消費性能誘導基準への適合性の評価において「誘導仕様・計算併用法」によることが可能となっていることから、新たな手数料を定めるもの。

(3) 「建築物消費性能適合性判定手数料」、「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」及び「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料」

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正により、原則すべての新築住宅・非住宅に建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務付けられたことに伴い、新たな手数料を定めるとともに、手数料を徴収する事務の引用条項にずれが生じたことから、必要な改正を行うもの。

(4) 「建築物エネルギー消費性能認定申請手数料」

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正により、建築物エネルギー消費性能認定制度が廃止になったことから、当該事務に関する手数料の規定を削除するもの。